

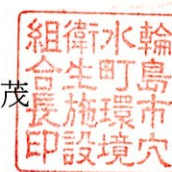


組合告示第 1 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度及び令和 8 年度において輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の業務(以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 11 第 3 項において準用する同令第 167 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 6 年 1 月 10 日

輪島市穴水町環境衛生施設組合長 坂 口 茂



第 1 競争入札に参加できる者の資格

競争入札に参加できる者は、第 2 に掲げる要件に該当する者で、組合長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定された者とする。

第 2 入札参加資格審査を申請できる者

第 1 の規定による審査(以下「入札参加資格審査」という。)を申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 建設工事については、次のいずれにも該当する者であること。

- ア 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、当該審査の結果について、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の請求をしている者
- イ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 5 条第 1 項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者となったことについて、同法第 7 条の規定による届出をし

ている者

ウ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条第 1 項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあっては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第 48 条及び厚生年金保険法第 27 条の規定による届出をしている者

(2) 測量・建設コンサルタント等業務については、次のいずれかに該当する者であること。

ア 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

イ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の登録及び同条第 3 項の更新の登録を受けている者

ウ 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

エ 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項の登録又は同条第 3 項の登録の更新を受けている者

オ 補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第 2 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の登録の更新又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条第 1 項の登録若しくは同条第 3 項の更新の登録を受けている者

カ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

(3) 入札参加資格審査の申請日までに納期限の到来した国税、県税及び関係市町税を完納している者

(4) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号(同令第 167 条の 11 第 1 項において

準用する場合を含む。)のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ウ 役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められる者

第 3 入札参加資格審査及び審査基準日

入札参加資格審査は、定期に行う定期審査又は随時に行う随時審査により行うものとし、当該審査の基準日(以下「審査基準日」という。)については、次のとおりとする。

(1) 定期審査

申請日の属する年度の 10 月 1 日直前の事業年度の終了の日

(2) 随時審査

申請日の属する年度の前年度の 10 月 1 日直前の事業年度の終了の日

第 4 入札参加資格の審査事項

入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、(1)のイの主観的事項の審査項目は別に定める事項について行うものとする。

(1) 建設工事について申請する者

ア 客観的事項

建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の項目及び基準によるものとする。

イ 主観的事項

輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成 21 年組合告示第 11 号)別表第 2 によるものとする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務について申請する者

ア 経営規模

(ア) 自己資本額 直近の営業年度に係る決算における自己資本額

(イ) 従業員数 直近の常勤の従業員数

イ 技術者の状況 登録業務ごとの技術者の数

ウ 業務経歴 希望業務ごとの直近2年間の業務経歴

エ 営業年数

第5 申請業種

申請業種は、第2の(1)ア又は(2)に掲げる要件に該当する業種で、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 建設工事について申請する者

ア 関係市町内業者(関係市町内に委任先営業所(建設業法上の営業所)がある者を
含む。)申請する業種全て

イ 上記以外の者 1業者につき、3業種まで

(2) 測量・建設コンサルタント等業務について申請する者

申請する業種全て

第6 入札参加資格審査の申請方法

1 定期審査の受付期間及び受付場所は、次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年2月3日から令和7年2月28日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

(2) 受付場所 輪島市穴水町環境衛生施設組合事務部管理課

2 入札参加資格審査を受けようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請書及び別表に定める必要書類を持参又は郵送等により提出するものとする。

3 都合により定期審査の受付期間内に入札参加資格審査の申請をすることができなかった者については、令和7年5月1日から令和8年12月25日まで随時審査の申請をすることができる。

第7 入札参加資格の決定の通知

- 1 組合長は、入札参加資格を有すると決定したときは、定期審査においては、令和7年3月中に輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページへの掲載により通知に代えるものとし、随時審査においては、速やかに前述のホームページへの掲載により通知に代えるものとする。
- 2 組合長は、入札参加資格を有すると決定した者(以下「入札参加資格者という」。)を輪島市穴水町環境衛生施設組合財務規則(平成21年組合規則第5号)第89条第2項(第102条において準用する場合を含む。)の規定による有資格者名簿に登載するものとする。

第8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とする。ただし、随時審査による場合は、入札参加資格を有すると決定された日の属する月の翌月の1日から令和9年3月31日までの期間とする。

第9 変更の届出

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項を記載した届出書に同表の右欄に掲げる書類又はその写しを添付して組合長に届け出なければならない。

事 項	書 類	
住 所 (所 在 地)	登記事項証明書(法人に限る。)	
商 号 又 は 名 称	登記事項証明書(法人に限る。)	
代 表 者 の 職 及 び 氏 名	登記事項証明書(法人に限る。)	
使 用 印 鑑		
委 任 事 項	委任状	
電 話 番 号		
資 本 金	登記事項証明書(法人に限る。)	
許 可 及 び 登 録 等	建設業の 許可業種	変更を証するもの(証明書の写し等)及び 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)
	上記以外	変更を証するもの(証明書の写し等)
申請業種の全部 又は一部取下げ	変更を証するもの(廃業届の写し等)	

第 10 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が第 2 に掲げる要件に該当しない者となったとき又は不正な手段により資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消すものとする。

別表

番号	必要書類		建設 工事	測量・建設 コンサル タント等業 務
1	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)(写)		○	
2	建設業許可(登録)証明書又は許可通知書(写)		○	
	業務に係る登録証明書又は登録通知書(写)			○
3	納 税 証明書	関係市町内業者(市・町税、県税、国税)(関係市町内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県内業者(県税、国税)(県内の営業所等に委任がある業者も同様)	○	○
		県外業者(国税)	○	○
4	委任状(該当者のみ)		○	○
5	営業所一覧表(許可業種の分かるもの)(※)		○	○
6	工事経歴書／直前2年の各営業年度分(※)		○	
	業務経歴書／直前2年の各営業年度分(※)			○
7	技術職員名簿総括表(※)		○	○
8	技術職員名簿(※)		○	○
9	専任技術者証明書(市内業者のみ)		○	
10	登記事項証明書(個人事業者は代表者の身分証明書)		○	○
11	使用印鑑届		○	○
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		○	○
13	主観的事項審査資料(市内業者で希望者のみ)		○	
14	業態調書(県内業者のみ)		○	○
15	審査申請書受領書送付用封筒		必要な場合	

